

委員会提出議案第1号

桑名市議会委員会条例の一部改正について

標記の議案を別紙のとおり、桑名市議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和7年3月21日 提出

提出者 議会運営委員会委員長

南澤幸美



桑名市議会委員会条例の一部を改正する条例

桑名市議会委員会条例（平成16年桑名市条例第198号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項中「通話」の次に「をすることが」を加え、同項第1号中「等、」を「その他の」に改め、同項第2号中「介護等」を「介護その他」に改め、同条第3項ただし書中「、第1項第1号の規定に該当するとして」を削り、「委員長が」の次に「第1項第1号の規定に該当するものとして」を加え、「場合」を「とき」に改める。

第19条の見出し中「傍聴」を「委員会の公開及び傍聴」に改め、同条第1項中「議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる」を「原則として公開する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、委員長が特に必要があると認めるときは、委員会を公開しないことができる。

第23条第1項中「。以下「法」という。」を削る。

第31条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

桑名市議会基本条例第7条の規定に則した運用となるよう委員会における傍聴の取扱いを見直すなど、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後	改 正 前
(開会方法の特例) 第15条の2 委員長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話<u>を</u>することができるシステム（以下「オンライン会議システム」という。）を活用した委員会を開くことができる。 (1) 災害の発生、感染症のまん延防止措置<u>その他のやむを得ない事由により</u>委員会を開会する場所への委員その他の会議出席者（以下「委員等」という。）の参集が困難と認める場合 (2) 育児、介護<u>その他のやむを得ない事由により</u>、委員会を開会する場所への参集が困難な委員等からオンライン会議システムを活用した委員会の開会の求めがある場合 2 (略) 3 前項の通知を受け、委員会を開会する場所に参集せず、オンライン会議システムで委員会に出席しようとする委員等は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。ただし、<u>委員長が第1項第1号の規定に該当するものとしてオンライン会議システムを活用した委員会を開くことを決定したときは</u>、前項の通知で、あらかじめ許可することができる。 4 (略) (委員会の公開及び傍聴の取扱い) 第19条 委員会は、<u>原則として公開する</u>。<u>ただし、委員長が特に必要があると認めるときは、委員会を公開しないことができる。</u> 2 (略) (秩序保持に関する措置) 第23条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号<u>以下「法」という。</u>)、桑名市議会会議規則（平成16年桑名市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）又はこの条例に違	(開会方法の特例) 第15条の2 委員長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話<u>できる</u>システム（以下「オンライン会議システム」という。）を活用した委員会を開くことができる。 (1) 災害の発生、感染症のまん延防止措置等、<u>やむを得ない事由により</u>委員会を開会する場所への委員その他の会議出席者（以下「委員等」という。）の参集が困難と認める場合 (2) 育児、介護等<u>のやむを得ない事由により</u>、委員会を開会する場所への参集が困難な委員等からオンライン会議システムを活用した委員会の開会の求めがある場合 2 (略) 3 前項の通知を受け、委員会を開会する場所に参集せず、オンライン会議システムで委員会に出席しようとする委員等は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。ただし、<u>第1項第1号の規定に該当するとして、委員長が</u><u>オンライン会議システムを活用した委員会を開くことを決定した場合は</u>、前項の通知で、あらかじめ許可することができる。 4 (略) (<u>傍聴の取扱い</u>) 第19条 委員会は、<u>議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。</u> 2 (略) (秩序保持に関する措置) 第23条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、桑名市議会会議規則（平成16年桑名市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）又はこの条例に違

反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2・3 (略)

(記録)

第31条 (略)

削る

2 前項の記録は、議長が保管する。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2・3 (略)

(記録)

第31条 (略)

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

3 前2項の記録は、議長が保管する。

